

市立小中学校の保護者 様

北広島市教育委員会  
教育長 吉田 孝志

市立小中学校の臨時休業期間の延長（5月7日～5月10日）について

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、令和2年4月16日（木）から5月6日（水）までの間、市立小中学校につきましては臨時休業としているところですが、令和2年4月30日付教健第94号北海道教育委員会教育長通知にて、本道における感染の流行を早期に収束させるため、徹底した対策を継続する必要があることから、臨時休業の更なる要請がありました。

上記通知を踏まえ、本市といたしましても、感染の流行の早期収束と児童生徒の健康と安全を守る観点から、下記のとおり臨時休業期間を延長することといたします。

引き続き、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 臨時休業を延長する期間

令和2年5月7日（木）から5月10日（日）まで

※令和2年5月11日（月）以降の対応につきましては、国の緊急事態宣言の取扱いや北海道の対策などを踏まえ、別途、お知らせいたします。

2 家庭学習について

臨時休業期間中は、すでに学校から配布されています学習プリントや教科書等を活用した家庭学習の取組につきまして、ご協力をお願いいたします。

3 学童クラブ利用児童の対応について

学童クラブにつきましては、令和2年5月7日（木）及び5月8日（金）の両日、午前8時から午後6時30分までの間、開所します。

学童クラブを利用している方は、所属学童クラブに登所の有無をお知らせくださいますようお願いいたします。

（ 教育部 教育総務課（担当：下野）  
011-372-3311（代表） ）